

制定までの経緯

1 「議会在り方研究会」の設置（平成14年度）

地方分権社会を迎え、市議会は「市民に開かれた議会」、「活動する議会」への転換を決意しました。そのための課題を抽出し、研究と議論を通じて新たな議会活動を提案するために、超党派による「議会在り方研究会」を設置、1年間にわたって活動しました。活動の中で、行政のあり方や市民との関わりについて明確にしていく必要性を認識しました。

2 議会議案検討委員会の設置（平成15～16年度）

委員会では、「自治基本条例の制定を目指す」という方向性は確認しましたが、条例の具体的な必要性を明確にしておく必要があると考え、飯田市のこれまでの自治政策について研究と検証をしました。この結果、改めて条例の必要性を確認する結果となりました。そこで、自治の担い手である市民・議会・行政が手を携えて条例制定を進める必要があるとの認識の下、市議会議長に「市民会議」の設置を提言しました。市議会は、市民益に叶うならとの判断から、この設置を決めました。

3 わがまちの“憲法”を考える市民会議の設置（平成16年度）

平成16年5月、公募委員8名を含む24名により、全国初の議会が設置した市民会議が発足しました。無報酬で、平日夜間の14回にわたる全体会議、6回の分科会、さらに15回の運営委員会を開催して条例制定に向けた研究を短期集中的に進め、平成16年11月には中間報告書、翌12月には最終答申書を議長に提出して活動を閉じました。市議会はこの最終答申書を基に「自治基本条例の基本的な考え方」を作成し、市長に内容検討を依頼しました。

4 自治基本条例特別委員会の設置（平成17年度～18年度）

いよいよ市議会の特別委員会として設置され、条文の素案の作成に取り掛かりました。平成17年9月末には特別委員会による素案を、12月末には全員協議会を経て市議会による素案を作成。市長にこの内容の検討を依頼するとともに、平成18年2月には議会だより臨時号を発行し、条文素案を分かりやすくしたもの市民の皆さんにもご覧頂きました。さらに、各地区で説明会も開催しました。

（1）第1回地区説明会の実施

平成17年10月から11月にかけて、飯田市議会としては初の試みとなる地区説明会を、市長が毎年行う市政懇談会に合わせて実施しました。市内20地区で約1,800人の参加を頂きましたが、この際には条文の素案をお示しえませんでしたので、素案が完成した段階で再度説明会を開催することとしました。

（2）第2回地区説明会の実施

平成18年2月から3月にかけて市議会単独で開催し、合計1,364人の方々にご参加頂きました。先に発行した議会だより臨時号をご持参頂き、条文の素案の内容を具体的にご説明しました。各地区とも、活発な意見交換が行われ、多くの貴重な意見を頂きました。

この後、地区説明会で頂いたご意見や、市長の検討結果を参考に素案を見直し、全議員による検討を経て、平成18年6月の全員協議会において、議長発議により「市議会の条文原案」を決議しました。

5 パブリックコメントの実施

「市議会の条文原案」に広く市民の皆さまの意見を求めるため、同年6月に市議会がパブリックコメントを実施しました。延べ10人から42件の意見が提出されました。

6 自治基本条例シンポジウムの開催

平成18年7月、東京大学名誉教授大森彌先生をお迎えし、自治基本条例の必要性の再確認と、条文原案の内容周知を図るためにシンポジウムを開催しました。約400名の参加者が一体となって条例への理解を深めました。

7 飯田市自治基本条例を可決

平成18年第3回定例会の最終日、条例案を議会議案として提出し、全会一致で可決されました。